平成２１年（フ）第１０４９号
京都府宇治市羽拍子町84番地の１　ボーン宇治１号館1405号
債務者　松尾　昭彦
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５６号
京都市南区東九条河辺町21番地の７
債務者　小寺　美佐
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
香川県高松市錦町２丁目３番36―308号
債務者　土居　達也
１　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２４８号
香川県さぬき市志度886番地
債務者　塩谷　　都
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４００号
大分市大字光吉2114番地の25　市営２Ａ２―21
債務者　渡邉　大三
１　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２０６１号
大阪市都島区都島南通２丁目１番１―1120号
債務者　小林　友廣
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０６２号
大阪市都島区都島南通２丁目１番１―1120号
債務者　小林美代子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６５３号
大阪市生野区生野東３丁目９番16号
債務者　北川　千晶
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９９４号
大阪市港区池島３丁目１番９―306号
債務者　藤森　明子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５２８号
大阪府東大阪市柏田東町２番37号
債務者　田中　幸恵
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８５６号
大阪市住之江区安立１丁目７番16―401号
債務者　佐藤　明子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９０６号
大阪府東大阪市下六万寺町１－３―13、住民票上の住所奈良県天理市前栽町118番地１
債務者　馬渕　成禎
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９８０号
大阪府豊能郡豊能町新光風台４丁目13番地の９
債務者　林　　幹雄
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０９８号
大阪市西淀川区姫島４丁目11番31号　エテルナ姫島101号室
債務者　清水　清志
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２２６号
大阪府池田市石橋４丁目17番４号
債務者　永瀬　直子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６８８号
大阪府高槻市津之江町２丁目16番３号
債務者　赤坂　美粧（旧姓薬師神）
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７１１号
大阪府高槻市如是町25番30―１Ｃ号
債務者　西川　博士
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９２５号
大阪市東成区中道４丁目14番19号　３Ｆ
債務者　西原ヒサ子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部